

県内介護サービス事業所 各位

千葉県社会福祉協議会事務局長  
(公印省略)

平成 23 年度介護サービス情報の公表制度の実施について

日頃から、本会事業の推進にご高配賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス情報の公表制度につきましては、介護保険法第 115 条の 35 から 43 において規定され、今年度で 6 年目を迎える制度ですが、今年度は下記のとおり実施することとなりましたのでご連絡します。

なお、介護サービス情報の公表制度は、介護保険の基本理念のひとつである「利用者による選択」を保障するために、介護サービス事業者が、利用者のために一定の情報を公表するものです。各事業者が、情報公表に伴う調査を年 1 回受けることは介護保険法に基づく法定義務であり、下記の手数料をご負担いただくこととなりますので、ご了解くださいますようお願い申し上げます。

また、平成 22 年度においては東日本大震災の影響等を考慮して、調査期間を 4 月末まで延長したところですが、今年度においては年度内の調査終了を図るため、調査期間を 2 月末までとしておりますので、御協力をお願いします。

記

- 1 **調査方法、今後のスケジュール、調査内容等** P. 2～5 をご参照ください。
- 2 **調査開始時期** 6 月 (予定)
- 3 **調査費用** (P. 5～6 をご参照ください)  
調査手数料→1 件 14, 500 円～19, 800 円  
公表手数料→1 件 8, 800 円
- 4 **指定調査機関** P. 8 をご参照ください。
- 5 **その他**

平成 21 年 4 月 1 日から千葉県の指定法人として社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が「千葉県介護サービス情報公表センター」を運営しています。本制度における介護サービス情報の報告の受理及び公表に係る事務は、「千葉県介護サービス情報公表センター」が担当しますのでご了解願います。

#### ◎問い合わせ先

千葉県介護サービス情報公表センター (担当: 加藤、高橋)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3

TEL043 (245) 2344/FAX043 (244) 5201

E-mail: kohyocenter@chibakenshakyō.com

URL: <http://kaigo.chibakenshakyō.com/> (こちらに調査結果を掲載します)

## 介護サービス事業所の皆様へ

2005（平成17）年6月29日に「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険法第115条の35から43において「介護サービス情報の公表」制度が規定されています。

法においては、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが事業所の義務として定められています。

また、法115条の35第4項から7項においては、決められた調査を受けないなど、本制度の趣旨に反した場合には、都道府県知事はその事業所の指定の効力の一部または全部を停止する処分ができることとなっています。

千葉県介護サービス情報公表センターといたしましては、介護サービス事業所の皆様方が本制度の趣旨及び仕組みについてご理解いただき、本制度が円滑に施行できるよう皆様にご協力いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以下、千葉県における事業の概略を説明します。

### 1 調査方法

#### ①調査票の送付

指定調査機関は、介護サービス事業所に「基本情報調査票」と「調査情報調査票」を配布します。配布方法は、基本的にはWEBシステムを使用しますが、紙や電子データ等での送付も可能です。この際、訪問調査の日程や手数料の支払い方法について、指定調査機関からご案内します。

#### <※WEBシステムとは>

WEBシステムとは、インターネットを利用して基本情報や調査情報の入力・報告を行うものです。

WEBシステムにログインするためには、IDとパスワードが必要となります。

→貴事業所のIDとパスワードを同封してありますので必ずご確認ください。

また、23年度使用する調査票は新システムに対応したものです。新システムは、23年度用のID・パスワードでないとログインできませんのでご注意ください。なお、新システムが稼働可能となりましたら千葉県介護サービス情報公表センターのホームページでお知らせします。

WEBシステムの取扱方法等については担当する指定調査機関へお問い合わせください。

#### ②報告

介護サービス事業所は、WEBシステムを使用して「基本情報調査票」と「調査情報調査票」を入力し、担当する指定調査機関に報告します。指定調査機関は調査票の内容を確認し、介護サービス事業所の状況を把握します。

※WEBシステムの使用が困難な事業所については、紙や電子データ等での報告も可能です。

※基本情報調査票については事業所の責任において記入していただくものですが、下表の事項については記入ミスが多数見られますので作成する際にご留意ください。

## ＜本体サービス・介護予防サービス＞

### 1 事業所を運営する法人等に関する事項

- ①「ホームページアドレス」→メールアドレスではなくホームページアドレスを記入する。
- ②「法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス」→当該報告をする事業所を含めて記入する。
- ③「主な事業所等の名称」→主な事業所の名称及び所在地について1つ記入する。
- ④「介護予防支援」→地域包括支援センターを行っている事業所のみ「あり」となる。地域包括支援センターより予防プラン作成の委託を受けて実施している場合は「なし」となる。

### 2 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

- ①「指定の更新年月日」→指定の更新を受けた直近の年月日を記入する。なお、報告時に指定を受けたことのない事業所は当該指定を受けた年月日を記入する。

### 3 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

- ①「常勤換算人数」→実人数の記載はあるが、常勤換算人数がすべて「0」で記入している場合がある。「常勤・専従」の人数以上となっているか確認する。
- ②「従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数」→前項目の職種別の従業者の数（実人数）と一致しているか確認する。

## ＜介護予防サービス＞

### 2 介護予防サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

- ①「事業の開始（予定）年月日・指定の年月日・指定の更新年月日（直近）」→介護予防サービスの場合は2006年4月1日以降となる。

### 3 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項

- ①「従業者の当該報告に係る介護予防サービスの業務に従事した経験年数等」→介護予防サービスの経験年数を記入する（介護サービスの経験年数を合算しないこと）。

### 4 介護サービスの内容に関する事項

- ①「介護予防サービスの利用者への提供実績」→上段には「記入年月日の前月」を記入する。  
例)「記入年月日：平成23年7月20日」の場合、「平成23年6月」と記入する。

## 重要

### ＜調査方法の簡素化＞

調査情報の中で「確認のための材料」としてマニュアルや規程の有無を訪問調査時に確認することになっていますが、前年度の調査結果が「あり」で、今年度の事業所からの報告も「あり」だった場合は、訪問調査時にマニュアル等の確認は行いません。

※該当するマニュアル・規程の項目については、調査票様式で確認してください。WEBシステムでは薄い黄色の網掛けで表示されます。

※WEBシステムでは、当該項目については、あらかじめ前年度の報告結果が表示されていますが、前年度の調査結果が「あり」で、今年度の報告も「あり」としても「調査不要」の表示はされません。ただし、今年度もエクセル出力することにより「調査不要」の表示がされるようになりました。

### ③訪問調査

調査員が介護サービス事業所を訪問し、事前に提出された調査情報の内容を確認します。併せて、事業所に対し、事実誤認がないことについて同意を得ます。

### ④調査結果の報告

調査員は、調査終了後、調査結果を速やかに担当する指定調査機関に報告します。

### ⑤千葉県介護サービス情報公表センターへの報告

指定調査機関は、調査結果をWEBシステムにより千葉県介護サービス情報公表センターに報告します。

### ⑥公表

千葉県介護サービス情報公表センターは、報告を受けた内容をインターネット等で公表します。

## 2 今後のスケジュール

6月下旬以降 担当する指定調査機関から貴事業所に連絡がありますので、訪問調査日等の調整をしてください。

6月～2月 訪問調査実施期間

7月以降 順次ホームページで公表を行います。

○調査票は、訪問調査日の概ね3週間前に担当する調査機関へ提出されるようお願いします。

## 3 調査内容

(1) 基準日 平成23年4月1日

(2) 調査対象

○基準日前1年間における介護報酬請求額（利用者負担額を含む）が100万円を超える事業所。

○下記4「調査費用」の表のサービス区分内において複数サービスを同一の事業所において一体的に運営している場合には、各サービス区分内のいずれのサービスについても介護報酬請求額が100万円以下の場合を除き、対象となります。

○休廃止する事業所は対象外となりますので、所定の様式に所要事項を記載の上、千葉県介護サービス情報公表センターまで提出してください（なお、年度内に再開する場合は、その時点で対象となります）。

※様式は、千葉県介護サービス情報公表センターホームページのトップ画面の「介護サービス事業所の方へ」の最下段「その他ファイルはこちら」→「その他様式」から「休止・廃止予定連絡票」、「休止・廃止連絡票」をダウンロードしてください。

### <特定福祉用具販売事業所等の皆様へ>

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、いずれも販売の対価として支払いを受けた額が100万円以下の場合、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売は対象外となります。

ただし、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与について介護報酬請求額が100万円を超える場合は、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売についても対象となります。

上記基準に基づき調査対象外となる事業所については、P. 9の「特定福祉用具販売事業所等における対象外届（様式第2号）」に所要事項を記載の上、6月15日（水）までに千葉県介護サービス情報公表センターまで郵送で提出してください。

### (3) 調査対象サービス

平成23年度の調査対象は以下35サービスとなります。

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 居宅介護支援
- 介護老人保健施設
- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 福祉用具貸与
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護療養型医療施設（定員8人以下を除く。）
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

### 4 調査費用【手数料一覧】※23年度は手数料の変更はありません。

サービス区分	調査手数料 (1件)	公表手数料 (1件)
訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護	17,800円	8,800円
訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護	17,800円	8,800円
訪問看護＋介護予防訪問看護	17,800円	8,800円

訪問看護＋介護予防訪問看護＋指定療養通所介護	19,800 円	8,800 円
訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション	17,800 円	8,800 円
福祉用具貸与＋介護予防福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋特定介護予防福祉用具販売	14,500 円	8,800 円
通所介護＋介護予防通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋指定療養通所介護	19,500 円	8,800 円
通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション＋指定療養通所介護	19,500 円	8,800 円
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）	19,500 円	8,800 円
特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）	19,500 円	8,800 円
介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護	19,800 円	8,800 円
介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	19,800 円	8,800 円
介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	19,800 円	8,800 円
居宅介護支援	14,500 円	8,800 円
特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）	19,500 円	8,800 円
小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護	14,500 円	8,800 円
認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護	14,500 円	8,800 円

◎手数料について、各サービス区分内に掲げる複数の介護サービスを同一の所在地で同時に実施している事業所の場合は、当該区分内の複数の調査を1件とします。

## 重要

公表手数料の納付方法が次のとおりですのでご注意ください。

○公表手数料については、訪問調査を実施する指定調査機関が千葉県社会福祉協議会との委託契約により調査手数料と併せて徴収しますので、指定調査機関の納付方法に従って納付してください。指定調査機関は公表手数料を月単位にまとめて千葉県社会福祉協議会に納付します（※千葉県収入証紙による納付は廃止しています）。

## 5 問い合わせ先

千葉県介護サービス情報公表センター（担当：加藤、高橋）  
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3  
TEL 043（245）2344 / FAX 043（244）5201  
E-mail : kohyocenter@chibakenshakyo.com  
URL : <http://kaigo.chibakenshakyo.com/>

### <参考>

○千葉県健康福祉部健康福祉指導課

⇒<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/daisansha/>

（介護サービス情報の公表・福祉サービス第三者評価・地域密着型サービス外部評価関係）

○介護サービス情報公表支援センター⇒<http://www.espa-shiencenter.org/>

（介護サービス情報公表制度の中央機関）

## 指定調査機関一覧

	法人名	代表者氏名	法人住所	電話番号
1	特定非営利活動法人ACOB A	代表理事 関本 征四郎	千葉県我孫子市本町3丁目7番10号	04-7181-9700
2	日本化成販売株式会社	代表取締役 宮沢 洋子	東京都千代田区五番町2番地14	047-379-8442
3	特定非営利活動法人福祉ネットワーク協会	理事長 渡部 昭	千葉県柏市柏1354番地の12	04-7170-3280
4	ヒューマンウェア・コンサルティング株式会社	代表取締役 渡辺 昇	千葉県浦安市美浜3-11-10	047-380-6263
5	NPO法人ヒューマン・ネットワーク	理事長 吉谷 健二	千葉県船橋市丸山2-10-15	047-404-6300
6	特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所	理事長 佐々部 憲子	千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5F	043-204-3304
7	株式会社日本ビジネスシステム	代表取締役 巴 美輝男	千葉県市川市富浜3-8-8	047-710-6600
8	千葉西ケアマネージャー事務所有限公司	代表取締役 吉松 幸敏	千葉市花見川区幕張町5-417-222幕張グリーンハイ204	043-299-7666
9	特定非営利活動法人社会福祉士ネットワーク・ヒューマンレインボー	理事長 目黒 義昭	千葉県船橋市本町4丁目31番23号	047-421-5187
10	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター	理事長 岩橋 秀高	千葉県松戸市栗山542-2	047-364-8820
11	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	会長 千葉 滋胤	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター5F	043-245-2940
12	特定非営利活動法人ウェルビーイング	理事長 丸尾 進三郎	千葉県木更津市長須賀1631-8	0438-25-7045
13	財団法人総合健康推進財団	理事長 玉木 武	東京都千代田区内神田3-3-4	047-300-9061
14	特定非営利活動法人日本高齢者介護協会	理事長 一幡 叔伸	東京都港区台場1丁目5番6-1307号	043-290-8517
15	社団法人千葉県社会福祉士会	会長 神山 裕也	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター4F	043-238-2866

※上記指定調査機関以外からは介護サービス情報の公表のための調査はいきませんのでご注意ください。

特定福祉用具販売事業所等における対象外届

平成 年 月 日

千葉県介護サービス情報公表センター 様

事業所名称 \_\_\_\_\_

代表者・職氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、規則第140条の30に規定する介護サービスの情報の公表の対象外となる(□特定福祉用具販売事業所・□特定介護予防福祉用具販売事業所)ことを届け出ます。

事業所番号	
公表の対象外として届け出る 特定福祉用具販売事業所	名称 ----- 所在地
指定を受けた年月日	平成 年 月 日
平成22年4月から平成23年3月までの1年間に販売の対価として支払いを受けた額(100万円以下)	円

事業所番号	
公表の対象外として届け出る 特定介護予防福祉用具販売事業所	名称 ----- 所在地
指定を受けた年月日	平成 年 月 日
平成22年4月から平成23年3月までの1年間に販売の対価として支払いを受けた額(100万円以下)	円

(留意点)

- 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、販売の対価として支払いを受けた額がいずれも100万円以下の場合に公表の対象外となることから、各々必要な事項を記載して下さい。
- 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を一体的に運営している事業所については、このうち一つ以上のサービスについて、その対価として支払いを受けた額が100万円を超える場合は、全てのサービスが公表の対象となります。

※福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与を一体的に運営している場合は、介護保険事業所番号及び事業所名称を記載して下さい。

事業所番号	
福祉用具貸与事業所名	
事業所番号	
介護予防福祉用具貸与事業所名	

# 介護サービス情報公表調査と福祉サービス第三者評価のセット受審について

介護サービス情報公表（義務）の調査情報で使用する項目及び確認材料などを活用して、福祉サービス第三者評価（任意）を実施しています。

福祉サービス第三者評価の受審を希望する場合は、介護サービス情報公表調査と同時に受審（**セット受審**）することができます。

## 1 セット受審対象となる介護サービス

- 訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○通所介護 ○特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○居宅介護支援 ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設

## 2 評価項目

- サービス種別ごと26～40項目

## 3 評 点

- 評価項目ごとに設けた標準項目の実施・未実施項目の数による評価となります。

## 4 結果の公表

- 福祉サービス第三者評価の結果は、WAM-NE Tを使い、評価機関が公表します。
- 介護サービス情報公表の調査結果は、介護サービス情報公表センターが公表システムで公表します。

## 5 セット受審の料金

- 介護サービス情報公表調査と同時に福祉サービス第三者評価を受審する場合には、公表手数料（8,800円）、調査手数料（14,500円～19,800円）に評価料金（評価機関ごとに設定）が別途加算されます。

## 6 セット受審を希望する場合の手続き方法

- 介護サービス情報公表調査（義務）と同時に福祉サービス第三者評価（任意）を受審する場合には、平成23年6月15日（水）17時までに電子メール、FAX、電話等で千葉県介護サービス情報公表センターあてに「事業所名、事業所番号、連絡先担当者、連絡先電話番号等」をお知らせください。（介護サービス情報公表調査のみを受ける事業所は、連絡の必要はありません。）

※上記期日を過ぎると介護サービス情報公表制度において調査対象事業所の訪問調査を担当する指定調査機関の割り当てを行います。希望する評価機関でのセット受審ができなくなりますので、期日までにご連絡ください。（希望する評価機関が決まっていなくてもご連絡ください。）

## 7 第三者評価機関（介護サービス情報公表指定調査機関も兼ねる評価機関）

- 10機関（P.11をご参照ください）

福祉サービス第三者評価機関一覧（介護サービス情報公表調査も同時に行える機関）

	法人名	代表者氏名	法人住所	電話番号
1	特定非営利活動法人ACOB A	代表理事 関本 征四郎	千葉県我孫子市本町3丁目7番10号	04-7181-9700
2	日本化成販売株式会社	代表取締役 宮沢 洋子	東京都千代田区五番町2番地14	047-379-8442
3	NPO法人ヒューマン・ネットワーク	理事長 吉谷 健二	千葉県船橋市丸山2-10-15	047-404-6300
4	特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所	理事長 佐々部 憲子	千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5F	043-204-3304
5	株式会社日本ビジネスシステム	代表取締役 巴 美輝男	千葉県市川市富浜3-8-8	047-710-6600
6	特定非営利活動法人社会福祉士ネットワーク・ヒューマンレインボー	理事長 目黒 義昭	千葉県船橋市本町4丁目31番23号	047-421-5187
7	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター	理事長 岩橋 秀高	千葉県松戸市栗山542-2	047-364-8820
8	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	会長 千葉 滋胤	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター5F	043-245-2940
9	特定非営利活動法人ウェルビーイング	理事長 丸尾 進三郎	千葉県木更津市長須賀1631-8	0438-25-7045
10	特定非営利活動法人日本高齢者介護協会	理事長 一幡 叔伸	東京都港区台場1丁目5番6-1307号	043-290-8517

※セット受審の評価料金については、直接評価機関にお尋ねください。